

令和1年11月25日制定

NPOのマネージメント基礎知識編

㊤とっとり経営管理研究所
経営管理の辻元法務事務所

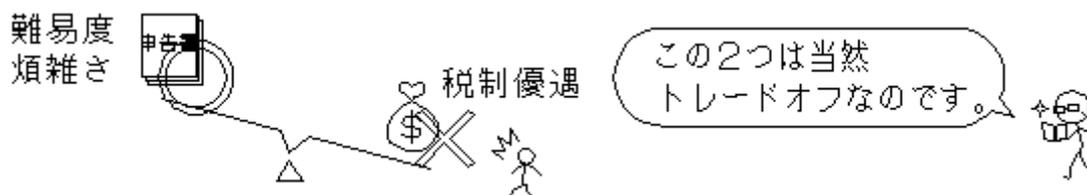
コンテンツ

1. NPO法人特有の困難さ	2
2. NPOの設立手続	5
3. NPOの組織体制	6
4. NPOの税制優遇	9
5. NPOの会計基準	12
6. NPOの決算後の手続	17
7. NPOの労務管理	19
8. NPOコンサルタントの活用	26
付録1. どの非営利組織が最適か?	28
付録2. 認定NPO法人とは何か?	31

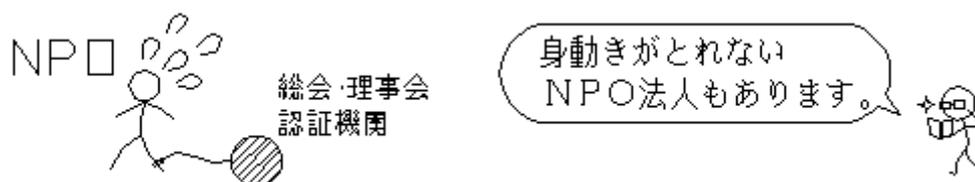
1. NPO法人特有の困難さ

NPO法人といえば、高い税制優遇が認められていますが、その反面、認証機関（県）の監視下におかれ、提出する書類の難易度が高く煩雑となります。

また、役員数など高い民主制が求められ、意思決定に著しく時間を費やしてしまうという難しさがあります。



高い民主制が求められるということは、意思決定に著しく時間を費やすおそれがあります。おそれず言うと「足かせ」を付けられている状態ともいえます。



また、NPOを管轄する特定非営利活動促進法（以下「NPO法」といいます。）はとても難解で、NPOがやってはいけないこと、すべきでないことも多く規定されていますが、実際その辺りを把握している法人は多くはありません。

ここで「非営利」の理解が重要となるのですが、収益事業を行っても OK ですし、利益を上げて OK です。ただし、その上がった利益を分配（株主配当）してはならない、これが「非営利」です。

よって、お金を頂くことそのものは営利活動ではない（ひとまず税務上の定義は置いておいて…）ということ念頭に置く必要があります。

非営利とは主に次の2点のことを意味します。

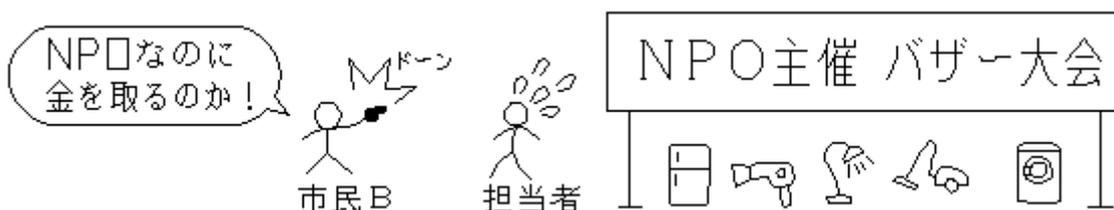
- ① 剰余金（利益）を寄付者たちに分配することはできない。残ったお金は事業に使わなければならない。
- ② 解散した場合、残余財産を分配することはできない。

NPO会計



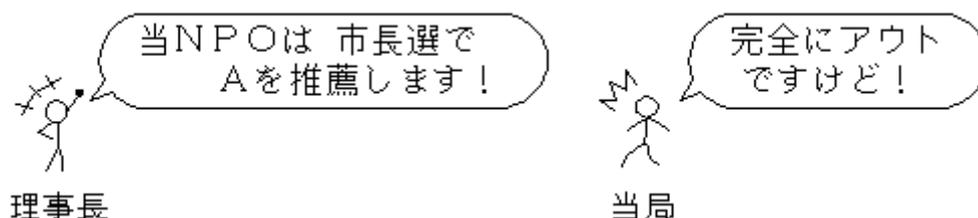
よって、思いっきりNPO法の中で稼いでもOKです。また、誤解が多い「分配禁止」とは、寄付者を含めて働いていない人は基本的にお金をもらえないという意味で、実際に時間を使って働いている人は給与を支給できます。

非営利の本来の意味は「剰余金を分配してはいけない」なのに、非営利というニュアンスから、お金が絡んではいけないというイメージになってしまっていて「NPOなのにお金を取るんですか?」という質問は実際に多いです。



◆ NPOが避けるべき活動は?

NPO法の第2条2項2号では、政治活動（特定政治家の批判、候補者の推薦を含む）、宗教活動をNPO設立の除外要件としているため、設立後においてもこれを遵守する必要があります。



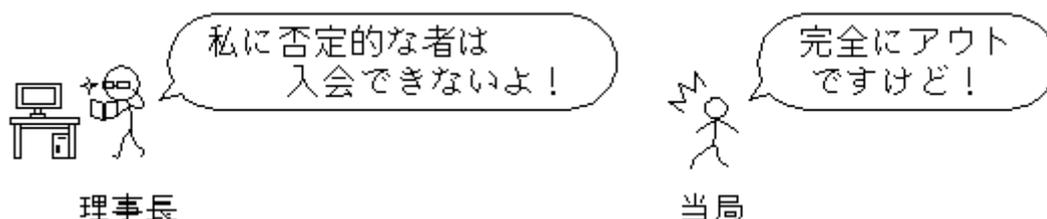
◆ NPOの入会の制限はNG

NPOの社員とは、NPOの重要事項を決定する社員総会において表決権を持つ正規メンバーで、会員制度を設けるNPOでは会員が社員となります。

NPO法の第2条2項1号イでは「社員の資格の得喪に関して不当な条件を付してはならない」とされており、NPOは市民が主体で市民に支えられて活動する組織なので、その構成員である社員については、一般の人が誰でもなる

ことができ、いつでも脱退できる加入脱退の自由保障が必要です。

市販図書によると「既会員〇人以上の推薦を要する」旨の条件は不当条件とされています。なお、賛助会員については表決権を有さないのが一般的であるため、正会員のような条件は既定されていません。



◆ NPOの情報公開とは？

NPOは、毎事業年度の開始から3ヵ月以内に、所轄庁に事業報告書、計算書類、財産目録、役員名簿、正会員名簿を届け出る必要があります、その書類や定款など所轄庁に届け出た書類は市民に開示されることになります。

この書類は、事務局に備え置いて、正当な理由がある場合を除いて、正会員や利害関係者に閲覧させなければならないので、正会員から閲覧請求があった場合の対応を職員に把握させておく必要があります。



少し固い話になりますが、市民による適正な活動を守るために、行政の監督よりも市民自身による監視に重点を置いています。NPOを隠れ蓑にして違法な活動を行うなど、社会的に容認し難いNPOがあれば、NPO制度そのものが信頼性を損ないます。これが活動内容の透明性や情報公開が重視され、毎年度の活動内容や決算報告が求められる理由です。

法で求めている外部報告とは、NPOと直接交流のない一般市民に対して報告をすることを意図していて、一般市民がNPOに対して重要な判断（支援・寄付の諾否）をするための材料を提供することです。

先に記載した事業報告書の提出先は担当局ですが、その相手として市民に報告しているのです。なお、担当局は提出された事業報告書をチェックする立場ではありませんので、基本的には提出されたまま公開され、ミスが多いNPOは市民から低評価を受けるだけです。

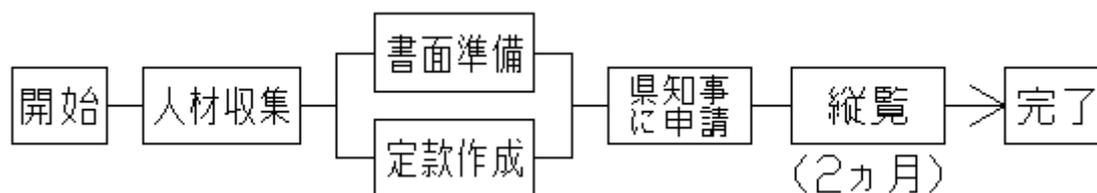


2. NPOの設立手続

NPOは他の団体と比較して、最初集める人材収集（最低10人）が最も困難です。これは、おそらく「非課税である以上、多数の意見を集約する民主的な団体である必要がある」という、課税組織とのバランスだと筆者は考えます。

人員が決まれば、設立の書面を整え、県知事に申請しますが、他の法人は自由設計が原則なので、割りとすんなりと通るものですが、NPOは、法律主旨との合致性が求められ、担当局の厳しい指摘と補正を繰り返すことになります。よって申請前に作る書面も複雑で、その量も難易度も桁違いです。

また、その後も2ヵ月の間も県民の目にさらされ、県民の理解も重要ということになります。一般の方は納税しているのに、NPOは非課税なので、税の公平性の見地からも当然といえば当然ともいえます。



NPOの設立に関する市販図書は多く出版されているので、詳細はそちらに譲るものとします。

3. NPOの組織体制

(1) 理事

理事は法律上3人以上必要です。あまり多くの理事を選任した場合、意見が割れたときや主張が強くなったとき、事業活動がストップしかねません。事業の安定と税制優遇のバランスは非常に難しそうです。また、親族規制があり、各役員につき役員となる親族は1人以内かつ役員総数の3分の1以内にしなければなりません。

◆ 親族役員制限（監事も含む）

NPO法人では、株式会社でよく見られるような、決定権を特定の一族が持ついわゆる「同族経営」に制限（3親等以内）を設けています。後に記載する報酬規制と同じく3分の1ルールと覚えておくとよいでしょう。

【例】 理事3人＋監事1人のモデルで役員のうち2人が親族
⇒ 総数の3分の1を超えているのでダメ

【例】 理事5人＋監事1人のモデルで役員のうち2人が親族
⇒ 総数の3分の1を超えていないのでOK

◇担当局への質問（2020.7.31）

Q. 親族規定に反していることが判明した場合、どのようにすればよいか？

A. 速やかに是正する必要がある。臨時総会で当該役員を解任し、後任者を解任し、役員変更届を提出する。「親族規定に違反」などの文言は不要。当局も厳罰に処することはしていない。

(2) 理事会

理事会を設置するかは自由ですが、理事が複数いる場合に意見が割れたとき、どうやって意思決定をするかを明確にするため、理事会を設置するという手もあります。また、理事会設置法人は、社員総会の大部分の権限が移譲されるため、社員総会に臆せず意思決定できるというメリットがあります。

一方、民主的な運営ができる反面、創業者は自分が私財を投じて設立した法人を追われるおそれもあります。ちなみにNPO法には、理事会という機関はありません。

(3) 監事

監事は法律上1人以上必要です。職務については、会計監査のみと誤解されますが、業務監査も含まれます。あまり熱心で面倒見がよく、経営に口を出す

ことが多くなると、理事との違いがなくなってくるので注意が必要です。

監事の業務は以下に限定されています。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② NPOの財産の状況を監査すること。
- ③ NPOの業務や財産の不正を発見した場合社員総会に報告すること。
- ④ 必要に応じて社員総会を招集すること。
- ⑤ 理事の業務執行や財産状況について理事に意見を述べること。

(4) 事務局長

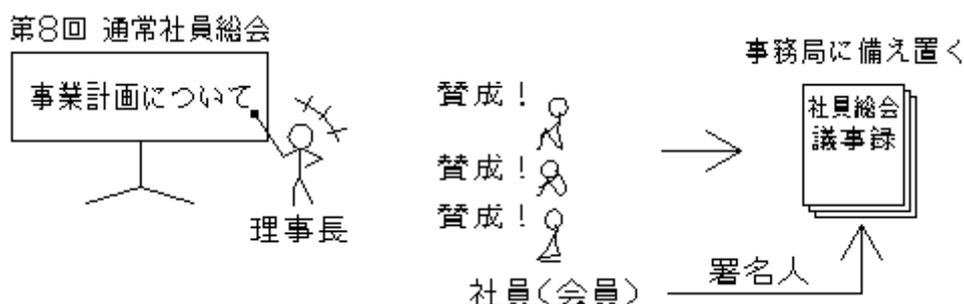
NPOの執行機関である理事会の決定事項を遵守し、実際の業務に当るのが事務局で、事務局長は社員総会や理事会の決定事項を局員全員に周知させること、現場で生じた問題を理事会に報告や提言をする役割が期待されます。

事務局の窓口担当者の対応がNPO法に違反してしまうことも考えられ、あるいは新たに選任された理事の行動が問題となることも考えられます。事務局長は可能な限りNPO法の主旨や定款を把握し、所轄庁の指導を準拠しながら円滑な業務執行を行う必要があります。

(5) 社員総会

社員は法律上10人以上必要です。社員とは従業員のことではなく、株式会社での株主のような存在です。通常、社員総会は、定款で理事会に委任した事項を除いてNPOの一切の事項を決める権限があります。(一般に、①決算や事業計画の承認、②理事の選任、③定款の変更、④合併や解散の決議の権限以外は定款で理事会に委任している。)

株式会社であれば事業に莫大な出資や投資を頂いているので、その意見は傾聴すべきですが、NPOでは例えば年間会費500円の社員に法人活動や役員の人事や給与が左右されるのは問題ですが、NPOが広く市民の評価にさらされることで税制優遇のメリットを受けているので、やむを得ないでしょう。



※ 営利性を追求する法人では、会費収入から脱却して社員数を減らして迅速な意思決定ができる環境を整備し、公益性を追求する法人では、社員数を増やして多様な意見を取り入れながら会費収入を確保するというモデルに分かれる傾向があります。

※ 非営利とは利益の分配をしないという意味なので、企業でいうところの資本金というものがNPOにはなく、出資している株主もいません。株主に近いのが総会での議決権のある正会員ですが、株主と異なり配当の元になる利益ではなく活動の成果に注目しています。事業がどうなったかという報告と、支援したお金がどう役立ったかという会計報告に注目し、それが納得してもらえれば支援が継続します。

(6) 役員報酬の制限

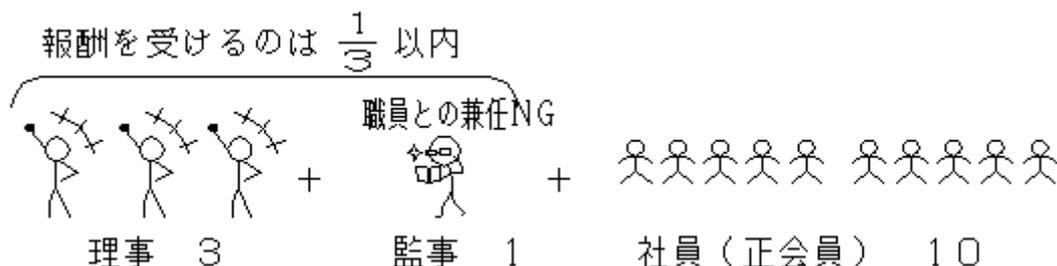
非営利としての分配禁止とは、寄付者を含めて「ノーワーク・ノーペイ」という意味で、実際に時間を使って働いている人は当然に給与を受けることができます。また「役員総数のうち報酬を受ける者の数は3分の1以内」というルールがあり、この2点を理解しなければなりません。

【例】理事3人+監事1人、全員フルタイム稼働

法律そのものをみると、そのうち給与をもらえるのは1人だけとなりますが、理事は職員を兼務できるので、役員としての報酬は1人だけですが、職員としての労務の対価なら人数制限には掛かりません。一方、監事は職員を兼ねることはできないので、職員としての給与を受けることはできません。

【案】役員 理事3 → 理事 = 職員給与 × 3人
監事1 → 監事 = 役員報酬

とすれば、一応は全員がもらえることとなります。



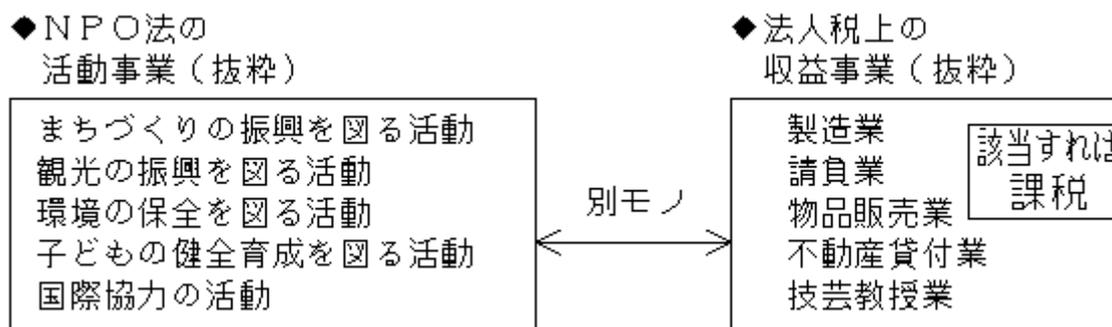
4. NPOの税制優遇

◆ NPOと法人税

NPOは、全額課税ではなく、収益事業のみ課税されます。収益のうち法人税法に定める収益事業に該当する場合にのみ課税されるので、事業ごとに収益事業に該当するかどうかの判定が非常に重要となります。

NPO法においては、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の区分をしていますが、それと法人税法上の区分とは一致しません。両者は全く違う法律なのです。

NPO法上の事業区分と、法人税法上の事業区分は、以下のように整理されます。(抜粋しています)



① 課税される例

- ・まちづくり事業を実施する法人が、行政や企業からまちづくりに関する委託を受ける事業の実施は「NPO事業」だが「請負業」に該当するので課税。
- ・捨て犬猫保護活動を行う法人が、命の大切さを伝えるため犬猫の絵葉書を作成して販売することは「NPO事業」だが「物品販売業」に該当するので課税。
- ・国際救援活動を行う法人が、国際救援活動には一切関係ない一般書籍を販売することは「その他事業」に区分し、「物品販売業」に該当するので課税。
- ・障害者支援を行う団体が、駐車場を運営することは「その他事業」に区分し、「不動産貸付業」に該当するので課税。

② 非課税とされる例

- ・障害者支援事業を行う法人が、障害者対象のパソコン教室を実施することは「NPO事業」であり「技芸教授業」には該当しないので非課税。
- ・フリースクールを開いている法人が、教室のパソコンを使って、一般市民対

象に正規の料金でパソコン教室を実施することは「その他事業」に区分し、「技芸教授業」には該当しないので非課税。

◆ 法人県民税・法人市町村民税の「均等割」の減免

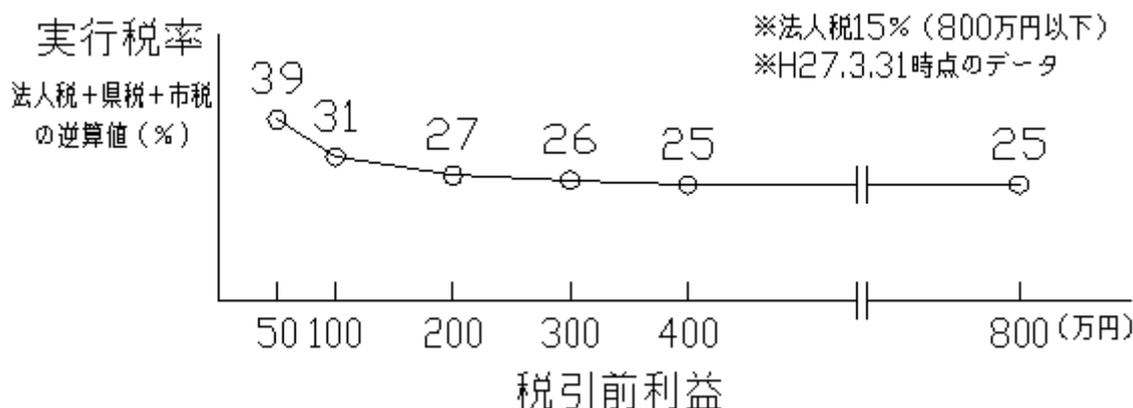
県と市の法人住民税のうち、法人であれば必ず納めなければならない均等割というものがありその額は一般に 81,000 円(県 21,000 円+市 60,000 円)です。

ただし、法人税上の収益事業を行わない場合には、両税ともに「減免申請手続」により均等割の減免を受けられます。この減免申請書の手続は、決算期に関係なく減免申請書を提出します。

- ・法人県民税 → 法人県民税減免申請書・均等割申告書 → 毎年 4/1～4/30
- ・法人市民税 → 法人市民税減免申請書・均等割申告書 → 毎年 4/1～4/23

◆ 法人税の実行税率（普通法人）

先に記載したとおり、収益事業については課税されるので、利益があれば当然に法人税が課税されます。法人税には国と県と市の3つに分けて申告納付しますが、目安としての税率を実務者は「実効税率」と呼び、その実効税率はシミュレーションの結果、次のようになります。



◆ みなし法人に注意（参考）

法人には法人税が課税されるのは当然ですが、任意団体でも収益事業を行って、事務所があって、複数で運営していたら、法人とみなして法人税を課税するという恐ろしい国税庁ルールがあります。

数年前、「毎年夏祭りでフランクフルトを販売している町内会も、税務署が立ち入ったら法人とみなすの？」と聞いてみたら「心苦しいですが、そうなります」との回答であった。

◆ NPOと消費税

NPOだからといって消費税の優遇は当たり前ですがありません。2期前の課税売上が1000万円を超えるNPOは、消費税の納付義務があります。

◆ NPOと印紙税

1) 領収書

印紙税法上ですがNPOは公益法人に該当して非課税ですので、発行する領収書に収入印紙を貼る必要はありません。これは、収益事業に関する領収書であっても非課税です。

2) 契約書

契約書については特に優遇はないようで、その契約ごとに課税文書か非課税文書かを検討する必要があります。漠然とですが、請負契約（講演、警備、清掃を含む）であれば課税、業務委託契約であれば非課税、行政機関との契約であればNPO保管側は非課税といったところです。

5. NPOの会計基準

NPOは、活動内容の透明性や情報公開が重要とされますが、まだまだ組織基盤の未熟な団体も多く、NPO特有の会計処理があるなど、企業の会計現場に比べて会計担当者は大きな負担を抱えています。

企業での経理経験が豊富な人でも、NPOの会計実務に初めて携わる際には「NPO特有の事柄があってよく分からない」と悩むケースをよく見かけます。

NPO法に情報公開の義務が定められていますので、外部へ報告することが、会計の重要な目的のひとつです。

◆ 会計基準と会計ソフト

NPO法人は、NPO会計基準に従うことになります。市販のNPO専用の会計ソフトを導入すれば、最低限の法定書類を作ることができます。

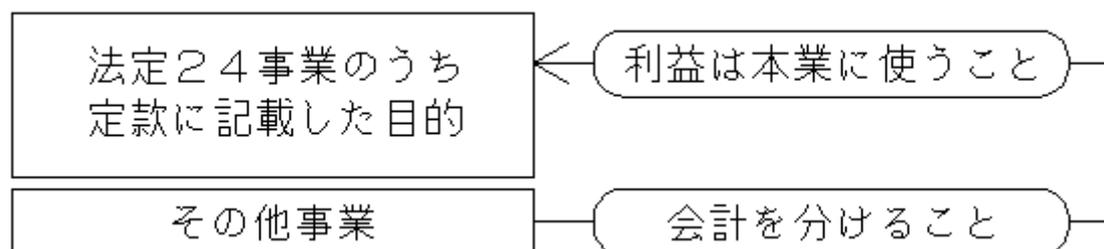
難点は、NPO会計基準に準拠し、担当局提出用の印刷ができる会計ソフトが少ないということです。次の2つに絞られると思いますが、現時点では一般会社のユーザー数が多い「会計王」にしておくと、相談できる相手も多いのではないかと思います。

- ① クラウド会計freee …… 年額 24,000 円
- ② 会計王NPO法人スタイル …… 買切 40,000 円 (バージョンアップ 費用は別)

◆ 非営利活動以外の収益事業を行う際の注意点

NPO法の第5条では、本業の非営利活動に支障がない限り、「その他事業」を行うことができ、その場合、非営利活動とは会計を区分しなければならず、その利益は非営利活動のために使わなければならないとされています。

そのため、経理担当者には、収入支出が「その他事業」に当たる場合は、その旨を指示する必要があります。また、「その他事業」は法人税の課税対象になることがあることにも留意する必要があります。



◆ NPO特有の会計

NPOは様々な人によって支えられており、企業と比べて特徴的なのがボランティアの存在です。また、市民に啓発セミナーを企画することも多く、その際の外部講師との関わりがあります。

以上の二点だけでも、次のような会計処理が想定されます。

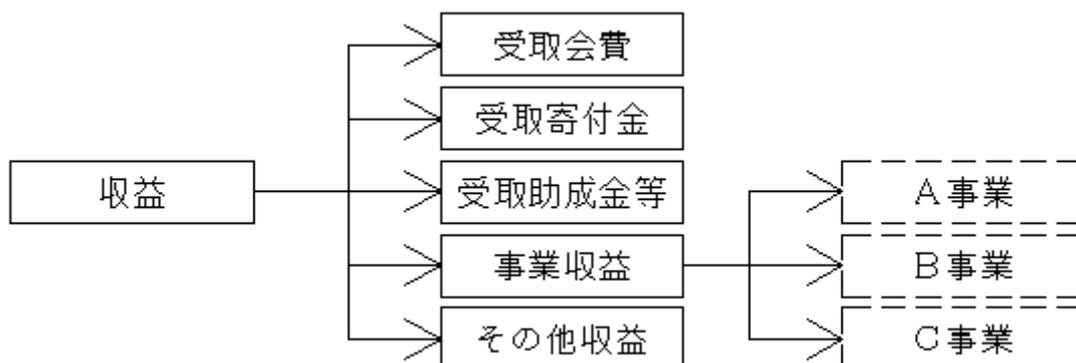
- ① ボランティアへ支払うことが多い！
- ② 講師などに謝金を支払うことが多い！
- ③ 謝金支払いの際の源泉所得税の預り・納付事務が多い！
- ④ 実費弁償や源泉徴収のボーダーライン設定が曖昧！
- ⑤ イベント中の仮払いや立替払いが多い！

以上の会計処理は、とても面倒で、時系列的な清算のため、手間が1個2個多く、企業のようにスマートではありません。また、複雑な会計処理が必要なのに、常勤の経理担当者が勤務していることはマレで、常勤職員が兼務しているのが実際です。おそらく理事長はNPO会計の煩雑さを理解できていないのかもしれない。

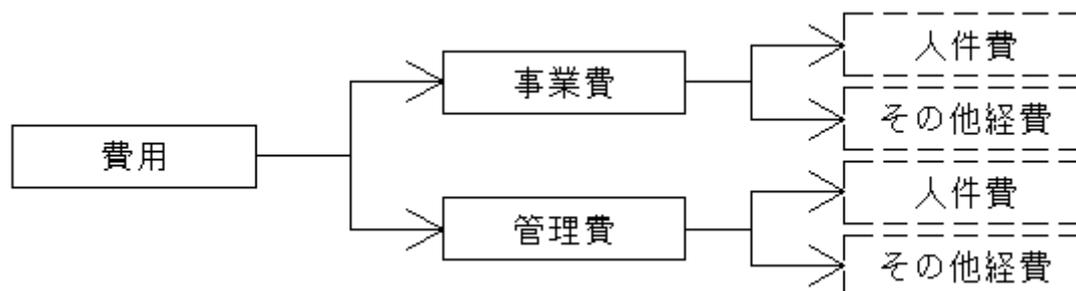
◆ 活動計算書 (PL)

収益の部は、①受取会費、②受取寄付金、③受取助成金等、④事業収益、⑤その他収益の5つに区分し、さらに細分するかはNPOの判断に委ねられていますが、④の事業収益については事業ごとに表示されているものをよく見ます。

市民も目から、「どの事業にいくら使ったか？」は重要な公開情報なので、まあ、当然といえば当然ですね。負担が大きい事業は撤退も検討しなければなりませんし。面倒であれば分ける必要はないということですね。



費用の部は、①事業費と②管理費の2つに区分し、さらにそれぞれをA人件費とBその他経費に区分します。事業費は、直接事業実施に係る費用を、管理費は、法人組織の管理運営に係る費用を報告するものです。



◆ 会員への説明責任はどこまで？

NPO法には、事業計画や収支予算書を作成することまで求められていません。小規模なNPO法人は別として、多くの利害関係者が関わるNPO法人では、その業務遂行のために事前に計画し、予算を立てておくことが望ましいでしょう。

① 収支計算書

一年間にいくらの収入があり、どのような活動にいくら支出したかを社員(会員)に報告する書類です。この書類をもとに年度末後の社員総会に諮ります。役員は会員から預かったお金を団体の目的に沿って使ったことを説明する責任があり、この書類を用います。収支計算書は一年間の会計の状況を伝えるだけでなく、今後の活動について計画するためにも有効なものです。

② 収支予算書

一年の活動の予定をお金の面から表し、何にどこまでお金をかけられるのかを把握するための書類です。収支計算書を参考にしながら次年度の予算を組み立てていきます。今年度の決算の状況や、次年度の運営方針を踏まえ、次年度増やしたほうがよい科目、減らしたほうがよい科目を反映させて予算を積み上げていき、それが現状の会費や補助金等で賄えるかを判断します。

※ 収支計算書や収支予算書に明確な定義はなく、貸借対照表と損益計算書がいいと取り出した書類で、従来から会計能力に乏しい小規模な個人事業や町内会などで使用してきた書類です。逆を言えば直感的に大体の財政状況を把握できるというメリットがあり、説明用に予算と決算、前年度の比較の欄を設けることも多くあります。

◆ 経理担当者を悩ませる収支計算書と収支予算書とは？

通常の間理業務は市販のNPO会計ソフトを使用すれば貸借対照表、活動計算書、財産目録から注記表まで、いわゆる決算書一式がワンクリックで印刷できますが、先に記載した「収支計算書」と「収支予算書」については、おそらく市販ソフトが皆無なため、エクセルで毎年ポチポチと時間をかけて作っている法人がほとんどです。

この2つの書類は任意作成ですが、公益性や会員数、事業規模と会費依存度のバランスで、作成の有無を決めればよいと考えられます。(例示)

① 社員と理事が同一人の場合、説明する意味もないので、作成しない。(営利

型に多い)

- ② 社員の会費で運営している場合、説明責任が必要なので、作成する。(町内会など)
- ③ 会費は徴収しているが事業規模に比べて僅かな場合、作成しない。(グレーゾーン)

Q. 適正な会計基準で作成した決算書があるのに、なぜ収支計算書や収支予算書が必要なのですか？

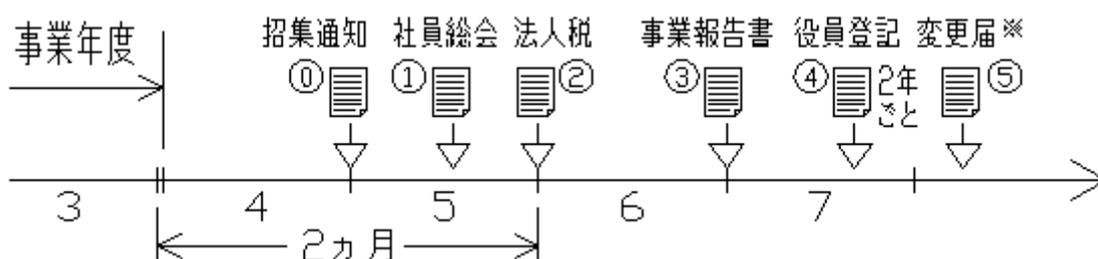
A. おそらくですが、適正な会計書類は一般の方には解読しにくく、収支計算書の方が感覚的に見易いのだと思います。また、予算と決算の比較や前年度比較も見たいという要望に対して、1枚で説明できるメリットがあるので、企業努力として作成しているものと考えられます。

※ 当研究所では、VBAを組み入れ、前年データが新規作成データにワンクリックで飛ぶよう、既存のエクセルファイルの改良を提案したりしています。

6. NPOの決算後の手続き

NPOの事業年度終了後（決算後）の手続きは煩雑で、おおむね下記のように整理できます。

- ・ 2ヵ月以内に法人税の申告と納税 … ①
- ・ 2ヵ月以内に定期社員総会を開催 … ②
- ・ 3ヵ月以内に事業報告書を提出 …… ③
- ・ 2年ごとに役員変更登記を申請 …… ④
- ・ 2年ごとに役員変更届を申請 …… ⑤



① 法人税申告

法人税に関する法律で、決算から2ヵ月以内に税額を申告し、納付しなければなりません。県税、市税および消費税についても同様です。

② 定期社員総会

通常は定款で「年1回開催する」とされていますが、前記①のとおり、法人税申告のために総会で決算を承認する必要があるため、現実には2ヵ月以内に開催します。総会に先立ち「招集通知」を書面で知らせます。

通常は決算と事業報告を合わせて承認を諮るのですが、事業報告については、下記③の作成手間もあるので、同じモノを作っておけばよいと思います。

③ 事業報告書

NPOの情報公開の観点から、毎事業年度の活動をまとめて、事業年度の終了から3ヵ月以内に認証局（県）に提出しなければなりません。県はホームページで市民に一般公開します。

この事業報告書は3年間未提出が続くと、県はNPO認証を取り消すこととなります。つまり**強制解散**を強いられます。

④ 役員変更登記

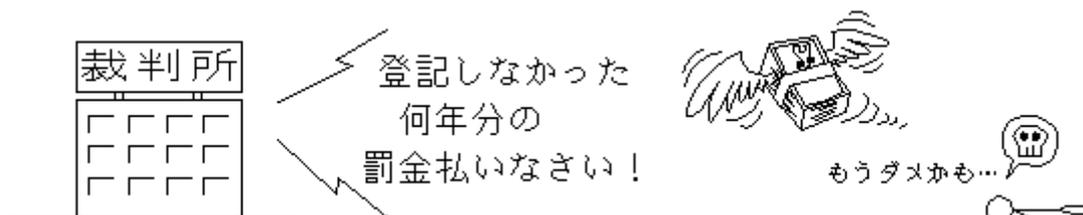
NPOの役員の任期は2年以内とされているので、2年ごとに法務局に変更登記を申請しなければなりません。一般には理事長のみを登記しますが、再任で変更がなくても登記は必須です。

⑤ 役員変更届

上記④後段のように、役員に変わりがなければ届出は不要なのですが、1人でも変更があれば認証局（県）に提出しなければなりません。上記④と異なり、全員が再任した場合は「役員に変更なし」という扱いで、届出は不要です。

※ NPO法人に勤務すると、2年に一度は役員の再任登記や、毎年の資産額の登記など、法務局に出向く機会が多くなり、登記事務が強くなる必要があります。

※ 上記④の役員変更登記を怠った場合、裁判所から罰金命令が発せられます。その額は、怠った年数や人数に応じて異なりますが、経験上1~3万円のケースがありました。



なお、上記④と⑤の、役員変更登記と役員変更届については、別冊『**NPOの役員変更マニュアル**』で詳しく解説しています。

7. NPOの労務管理

(1) 採用

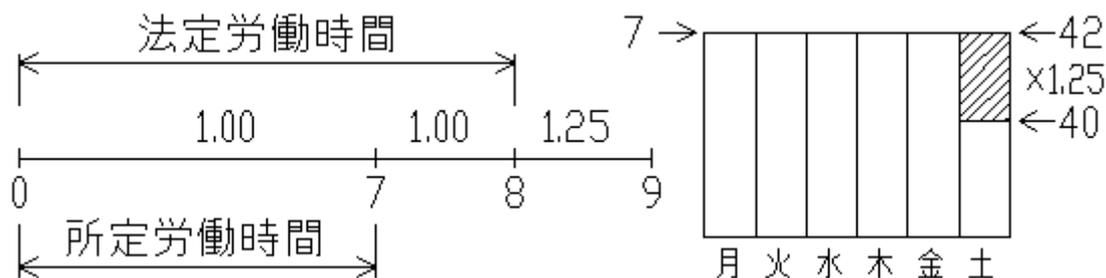
就業規則において、採用の際の規定として、概ね次の事項を規定し、これらを収集しておけば、後々の事務処理で困ることはないでしょう。

- ① 履歴書
- ② 世帯全員が記載された住民票の写し（源泉徴収・社会保険事務のため）
- ③ 健康診断書（直近3ヵ月以内のもの）
- ④ 自動車運転免許証および自動車保険加入証明書の写し
- ⑤ 国家資格等証明書の写し
- ⑥ 年金手帳および雇用保険被保険者証
- ⑦ 採用年において前職者にあつては給与所得の源泉徴収票
- ⑧ 前職者にあつては労働基準法第22条の退職証明書（退職事由記載のもの）
- ⑨ 扶養控除等(異動)申告書（個人番号記載のもの）
- ⑩ 本規則第5条に定める誓約書（SNS投稿に関するもの）
- ⑪ その他会社が指定するもの

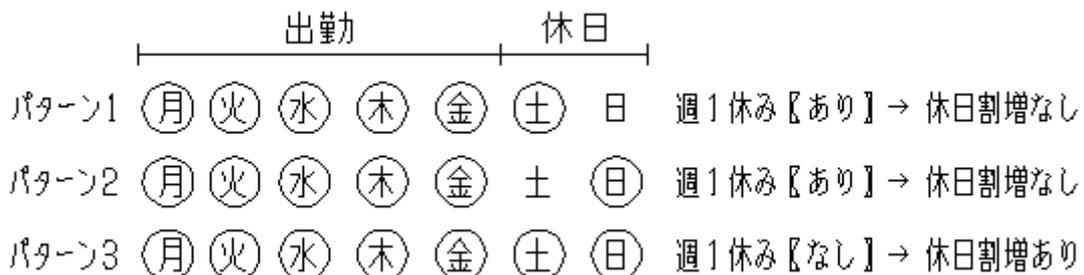
(2) 労働時間・休日

労働時間は、1日8時間、1週間40時間が法定労働時間とされており、これを超えて労働させることは違法状態ですので、毎年「36協定」という免罰申請書類を提出する必要があります。

なお、残業手当において、勘違いされるのが、1日において7時間勤務の会社は8時間を超えたところから1.25倍となります。ただし、計算が複雑になるので全部1.25倍しても従業員には不利ではないので問題ないです。



また、休日は1週間に1回（または4週間で4日）あればよいです。休日手当において、勘違いされるのが、毎週土日が休みの会社の場合、両方出勤した場合は片方は残業手当で、もう片方が休日手当となり、土日のどちらか一方に出勤した場合は、1週間に1回の休日は取れているので、出勤日は残業手当でよいです。

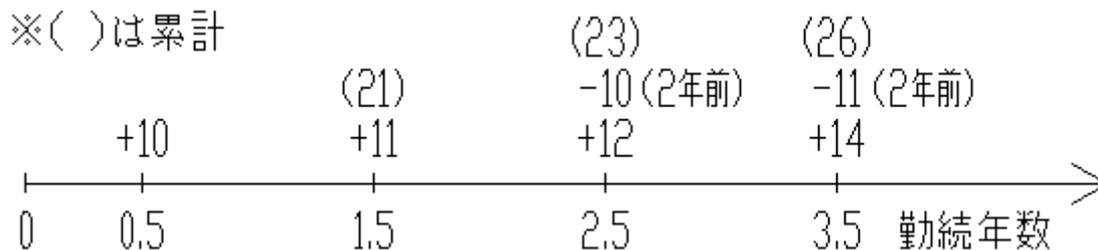


(3) 年次有給休暇

年次有給休暇は、入社から6ヵ月経過し、この期間の8割以上出勤した従業員に対して下表に応じた日数が与えられます。8割といえば毎週1日欠勤してもクリアできる数値ですので、この条件に引っ掛かることは稀だと思います。

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

付与された有給休暇は使わずにいると2年で失効しますので、3回目以降は新規付与がプラスされますが、失効分がマイナスされ、意外と計算と管理が難しいのです。

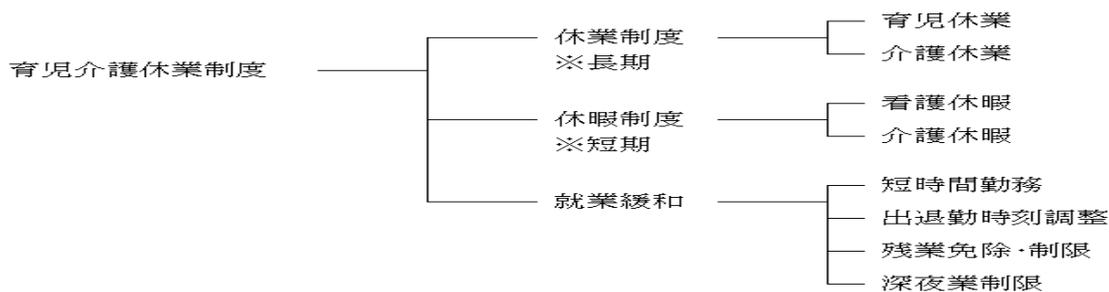


働き方改革 年5日 ⇒ 地方の小規模事業所では祝日休みは定着していなく、祝日を有給休暇に当てる方法も有効かと思われる。

(4) 育児介護休暇

育児や介護に要するために休暇を取れるように法整備されています。直接目的は「雇用の継続・再就職の促進」、最終目的は「職業生活と家庭生活の両立」とされています。

頻繁に改正があり、現在では下図のようにかなり幅広い制度になり、専門家でも把握が難しくなっています。



誤解が多く、従業員にガッカリされるのですが、休んだ分は無休で、給与は減額されるというところです。「法律上の休暇だから有給のはず！」と思い込んでもやむを得ないでしょう。

なお、ここで全制度を説明するのは膨大な時間を費やすので、イメージのみ共有してください。

(5) 社会保険等

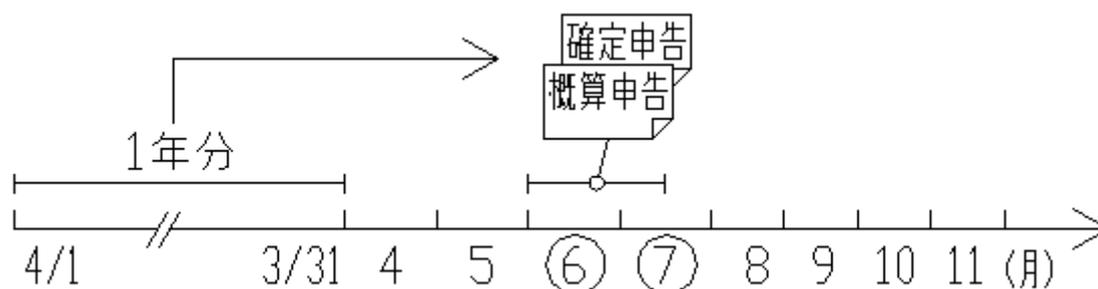
社会保険等とは、健康保険、厚生年金、労災保険および雇用保険の総称であり、保険料の会社負担分は経営に大きく影響するとともに、従業員の生活にも最も密着した制度であるため、適正な事務処理が必要です。

① 保険料の支払い

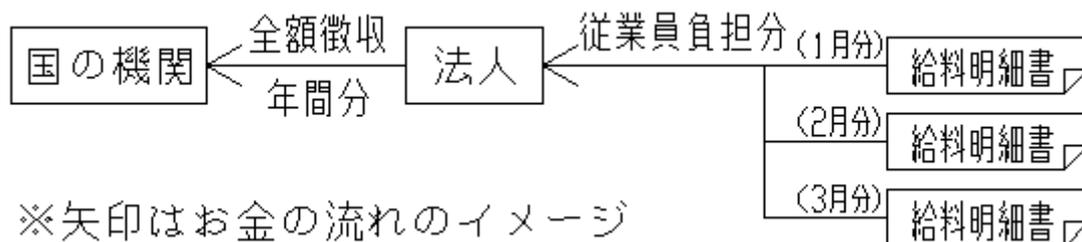
社会保険料と労働保険料の算定方法と納付時期は、同じ厚生労働省でありながら大きな違いがあります。

◆ 労働保険料

労働保険料については、毎年4月から翌年3月までの1年間分の賃金総額から、1年間の保険料を算定します。

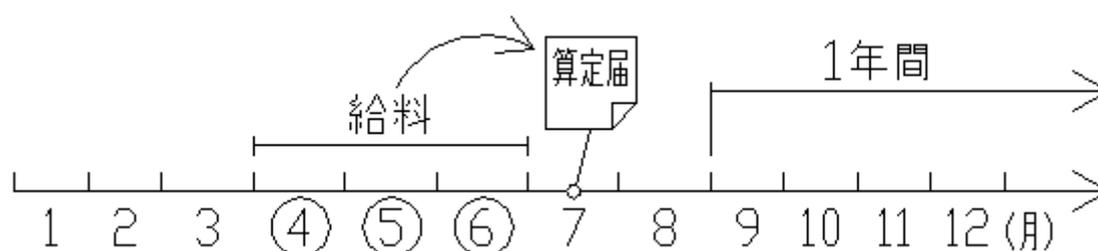


徴収の方法は、まず国が毎年6月頃（6月1日～7月10日）に全額（会社負担分と従業員負担分）を会社に納付させ、会社は毎月の給料から従業員負担分を控除する形で保険料を清算します。

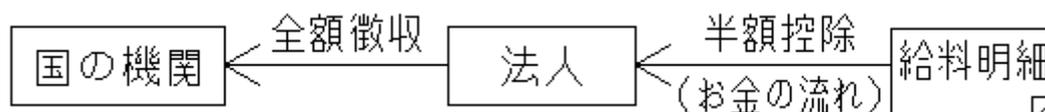


◆ 社会保険料

社会保険料については、毎年4～6月の給与を平均した金額を管轄年金事務所
所に提出し、この先1年間の保険料を決定します。



徴収の方法は、まず国が毎月月末に全額（会社負担分と従業員負担分）を会
社の銀行口座から引き落とし、会社は毎月の給料から従業員負担分を控除する
形で保険料を清算します。



※ 労働保険料は年1回、7月頃の納付で高額になります。また、7月は従業
員から預かった源泉所得税の半期分の納付も重なりますので、資金繰りに注
意しましょう。事業年度終了後の2カ月目は法人税の納付も更になります。

◆ 社会保険の扶養の条件

社会保険の扶養に入る条件は、概ね同居と別居に分かれ、次のようになっています。なお、60歳以上の場合130万円が180万円まで拡大されます。



◆ 何の書類で確認するか？

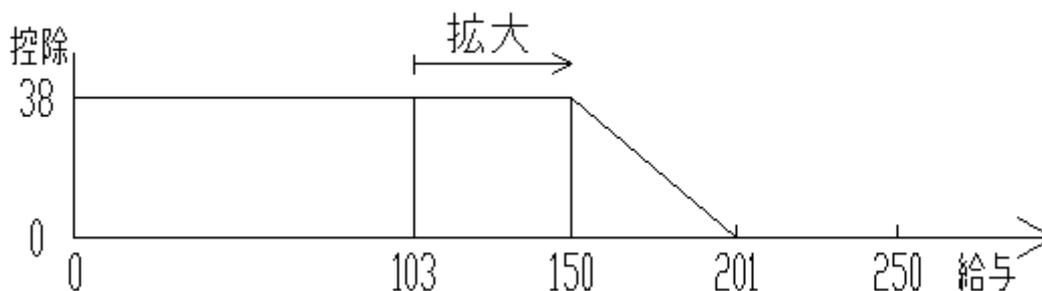
平成30年10月から、扶養認定の事務が厳格化され、特に、①続柄や同一世帯の証明書、②年間収入に関する証明書、③別居の場合の仕送り額の証明書の確認が強化されています。

①については戸籍謄本、住民票、個人番号、②については課税証明書、給与明細書、雇用契約書、③については、預金通帳などの添付が必要です。

配偶者や子は簡単ですが、両親や兄弟姉妹などの現役世代については、審査が厳しく、また、別居の場合は収入以上の仕送り額が条件なので、ハードルが高いです。

◆ 所得税と社会保険の扶養の違い

まず、所得税の扶養ですが、荒っぽくいうとパートやアルバイトの給料年収が150万円以下であれば、扶養になれます。平成29年までは103万円で『103万円の壁』などと言われたものですが、平成30年からは『配偶者特別控除』の拡大と緩和で、実質150万円まで伸びました。



次に健康保険ですが、こちらは従来どおり130万円（60歳以上や障害等級

○級以上は 180 万円) かつ 2 分の 1 以下であることが要件です。別居の場合は収入額以上の援助金を受け取っていることとかなりハードルが上がります。

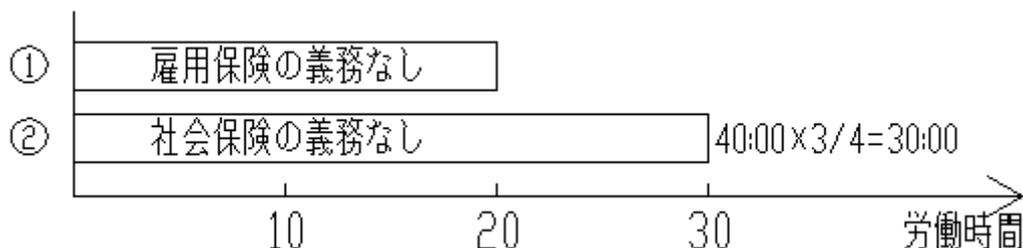
なお、「加入したほうがいいのか、扶養のままだいいか？」という論争で、一般的な手取り額計算で次のように紹介されています。

- ・ 129 万円 → 121 万円
- ・ 154 万円 → 121 万円 (FNNスピークより)

また、勘違いされているのが「130 万円以下のパートは加入させなくてよい」というのがありますが、これは間違いで、適用事業所でフルタイムの 4 分の 3 以上の勤務時間であれば給料額に関係なく加入義務があります。その詳細は事項に記載します。

◆ 各種保険の加入義務

従業員に適用する国の強制保険については、労働保険（労災＋雇用）と社会保険（健保＋厚年）がありますが、労災については 100% 強制ですので、雇用保険と社会保険に分けられます。簡単なイメージは下図のとおりです。



① 雇用保険

- ・フルタイム従業員 → 義務あり (ただし 1 ヶ月以上の雇用契約)
- ・パート従業員 → 週 20 時間以上勤務 → 義務あり

年齢制限については、従来 65 歳まででしたが、近年撤廃されました。重要なことは、64 歳以上は保険料なしでしたが、平成 32 年 4 月 1 日よりこれも撤廃されますので、高齢者でも給与計算時において、しっかりと雇用保険料を控除するよう設定し直す必要があります。

② 社会保険

- ・フルタイム従業員 → 義務あり (ただし 2 ヶ月以上の雇用契約)
- ・パート従業員 → フルタイムの 4 分の 3 以上 → 義務あり

上記が基本原則ですが、近年の法改正でパート従業員の加入要件が緩和（厳格化？）されています。最終的には企業負担が大きくなり、他の従業員給与にも間接的に影響を受けることが考えられますので、「労使協定」に委ねられることになりそうです。

平成28年9月30日まで	平成28年10月1日から	平成29年4月1日から
所定労働時間が「週30時間である方」 ※一般論です！	所定労働時間が「週30時間以上」である方、または下記のすべてを満たしている方 1. 所定労働時間が週20時間以上 2. 月額賃金8.8万円以上 3. 勤務期間1年以上の見込み 4. 学生は除外 5. 従業員規模501人以上の企業	左1～4の条件の下、従業員規模500人以下の企業について、 1. 民間企業は、「労使合意※」に基づき適用拡大を可能に 2. 国・地方公共団体は、適用とする。 ※2分の1以上の同意

年齢制限については、厚生年金70歳まで、健康保険75歳までとなり、健康保険から後期高齢者医療に移行されることとなります。

70歳以上の従業員は健康保険のみ、75歳以上の従業員は社会保険の控除がなくなるのが通常です。

8. NPOコンサルタントの活用

これまでで記載したとおり、NPO法人には理事長のしっかりとした経営方針や経営感覚が必要で、それを保つために理事会運営や総会对策（説明責任）など重要になってきます。とはいえ理事長も、日頃は事業活動に従事しているのが通常で、大切な経営管理がおろそかになってしまっています。

経営管理の一部を外部コンサルタントに依頼することで、適正な経営判断が可能となります。また、煩雑な書類作成から解放されるので、コストカットもできます。よって、将来的には強い法人となることが期待できます。

とっとり経営管理研究所では何をしてくれるの？

とっとり経営管理研究所では、鳥取県内のお客様（NPO法人）の設立や運営についての支援として、登録専門家を派遣させて頂いておりますので、お気軽にお問合せください。

困ったときに役立つマニュアルも整備！

NPOの議事録作成マニュアル

NPOの役員変更マニュアル

NPOの税務届出マニュアル

上記が好評を頂いている当研究所のマニュアルですが、すべてにおいて行政書士、司法書士、税理士、担当局の監修や確認を頂いておりますが、個別具体的な相談や手続きは、また別途という扱いになりますことをご理解ください。

付録

1. どの非営利組織が最適か？
2. 認定NPO法人とは何か？

付録1. どの非営利組織が最適か？

非営利組織といえば、NPOが真っ先に思い浮かび、続いて一般社団法人を検討することとなると思います。この項では、両法人の比較と、理解を深めるため、標準ともいえる株式会社を横並びにして比較してみます。

項目	株式会社	NPO法人	社団法人
設立費用 ※1	約25万円	約0円 (非課税が強い！)	約10万円
機関設計	株主総会 取締役会 監査役会	社員総会 理事会 (法律なし)	社員総会 理事会
代表者	代表取締役 (社長)	理事 (理事長)	代表理事
設立期間	最短1週間以内	最短2ヵ月以上 (縦覧期間が長い！)	最短1週間以内
節税等	普通	基本的に非課税	例外的に非課税
役員任期	2～10年	2年	2年
意思決定	早い (トップダウン！)	遅い (強い民主制！)	早い (トップダウン！)
最少ユニット	1人	10人	1人 (社員2人)

※1：印鑑証明・住民票などの行政証明書費用および行政書士・司法書士などの専門家への業務報酬は含みません。

以上をまとめると、次のようになります。

- 設立後の一般的な手続きや租税について、株主総会と社団法人では、得に相違点はない。
- NPOは租税面で優遇されるかわりに、煩雑な報告書類や、監督官の監視下におかれ、意思決定も上手く行かない。

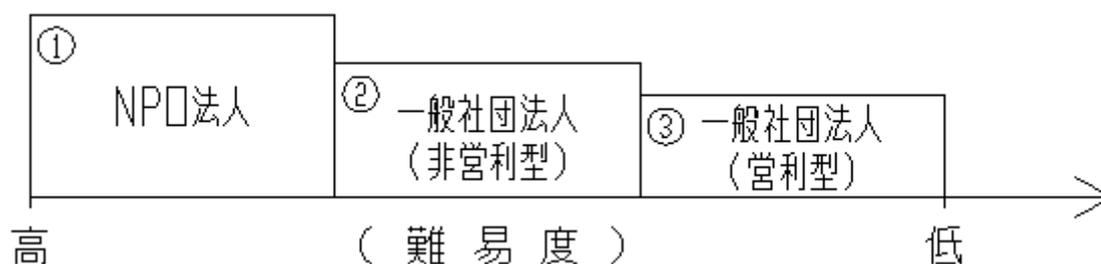
◆ 一般社団法人の非課税性

これまでのように、社団法人とはいっても法人税上は株式会社と同じく「普通法人」とカテゴリーされるので得に違いはない。赤字決算であっても、法人市民税81,000円（以下「均等割り」という。）を納税しなければなりません。

この均等割りすら非課税とするには、簡単にいうと、親族関係のない3人以上が理事でいなければなりません。コンサルティングの結果、「温度差のある2人に経営を邪魔されるくらいなら、1人で均等割りを負担するほうがよい」と考え、最少ユニットとする法人も多いです。

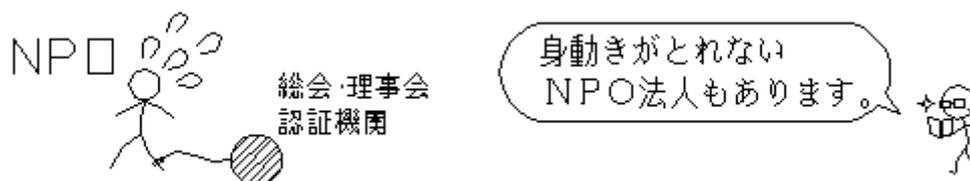
◆ ぶっちゃけた非営利法人運営の難易度

簡単に各法人の運営難易度を示すと次のように表現できます。



① NPO法人

税制優遇は最も高いのですが、その反面、認証機関（県）へ提出する書類の難易度が高く煩雑です。また、役員数など高い民主制が求められ、意思決定に著しく時間を費やします。おそれず言うと「足かせ」を付けられている状態です。



次に一般社団法人についてですが、ここでは税制優遇の有無で区分しているのでカッコの部分の営利型や非営利型の名称はありません。

② 一般社団法人（非営利型）

税制優遇はNPO法人に次ぎますが、こちらも役員数や減免申請などの手続きや、会計も専門性が必要となります。

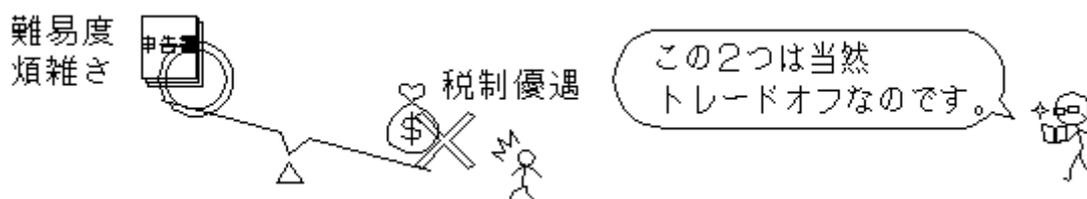
③ 一般社団法人（営利型）

名称は同じ一般社団法人でも、税制上は株式会社と全く一緒です。税制優遇がない反面、役員数などの縛りが少なく、自由な活動と迅速な意思決定が可能です。

◇ おさらいケーススタディ

Q 非営利なので元々利益は僅かなものです。できれば税制優遇を利用して 1 円でも安く運営したいです。

A 利益ゼロベースで考えると、税制優遇のために事務局負担が大きくなったり、税理士費用（20 万円）が掛かるのであれば、法人市民税の最低額 8 万円を支払ってでも③の一般社団法人（営利型）がよい場合もあります。



その他、一般の会社と経理処理が異なるため、会計業務に専門知識が必要となります。得に、専用の会計ソフトは一般の企業会計ソフトに比べて価格が大幅に高くなります。

付録2. 認定NPO法人とは何か？

一定の要件を満たし、所轄庁が認めた認定NPO法人は、対外的と対内的の両方にメリットがあるとされています。

※ 寄付金額の合計額が年 3,000 円以上の者の人数が年平均 100 人以上

まず、対外的については、個人が認定NPOにした寄付は限度額内ではじめて所得税の寄付金控除が受けられ、法人が認定NPOにした寄付は従来の限度額の寄付控除とは別に「特別控除」が受けられます。

その控除額は資本金と当期利益の関数で求められ、一例としては、資本金 100 万円で当期利益 200 万円の場合、一般NPOに比べ約 7 倍（30 頁参照）の寄付金控除を受けられることになります。

ただし、現実には一般NPOにした寄付は全額を広告宣伝費や交際費として損金算入している場合が多く、寄付の任意性と合わせて寄付者と法人の双方でダブルスタンダードにならないよう運用していくのは容易ではないでしょう。

また、個人が相続や遺贈により取得した財産を認定NPOに寄付した場合、その全額を相続税の課税対象から控除することができます。

次に、対内的については、収益事業の利益を非営利活動に支出した場合、法人内で寄付をしたとみなし、限度額内（所得の 50%または 200 万円）で損金算入することができます。

認定NPOのデメリットとしては、NPOのイメージアップの反射としての提出書類や開示書類など、煩雑な事務処理の増加が考えられます。

◇ ケーススタディ

寄付金 5,000 円のうち、3,000 円が経費として認められる場合の法人と個人の処理方法

【法人の場合】

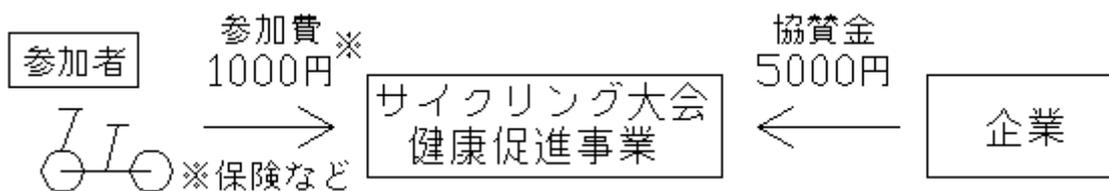
- ① 記帳時：寄付金 5,000 円／現金 5,000 円
- ② 申告時：別表 4 の寄付金の損金不算入額として 2,000 円として記載

【個人の場合】

- ① 記帳時：事業主貸（寄付金）5,000 円／現金 5,000 円
- ② 申告時：所得控除として寄付金欄に 3,000 円と記載

認定NPO法人は本当に運営できるか？

(事例)



- Q 1. 協賛金が寄付 (3000 円×100 人要件) となるか？
Q 2. 5000 円協賛ごとに、参加チケット 1 枚 (1000 円相当) をプレゼントすることは「寄付の任意性」の観点から問題ないか？
Q 3. 相手方 (寄付者) は全額損金で落としたいので (寄付控除は限度額あり)、広告宣伝費で会計処理した場合、両社で勘定科目が相違することになるが、問題ないか？

A n s (総論)

そもそも事例の協賛金は営業活動の対価性 (反対給付) がないので、経費とはならない。寄付金控除としてわずかな金額が控除できるに留まる。厳密に言えば、税務調査時に雑費等の損金算入を否認することになる。

一方、認定を受けたNPOに対して行った協賛金は、普通のNPOに対して行った場合に比べて、寄付金控除の金額が大きくなる。ちなみに、個人事業者が普通NPOにした寄付金は、所得税法上、一切控除されない。

- ① 普通NPOにした協賛金 (寄付)
個人：一切控除されない / 法人：わずかな金額が控除できる
- ② 認定NPOにした協賛金 (寄付)
個人：控除できる (4割程度) / 法人：控除できる金額が増大 (7倍程度)

A 1 ⇒ 上記総論のように、営業の対価ではないので、寄付金 (払うのではなくあげる) と考えられる。

A 2 ⇒ 対価性がなければ問題ないと考えられる。サイクリング大会のチケットは営業の対価ではない。例として、協賛企業を金額順に列举 (太枠など) することまでは一般的でOK。そこに広告文が記載されれば程度にもよるが営業の対価となり問題となる。

A 3 ⇒ そもそも経費 (損金) ではない。

ついでに他の要件も説明します。

① 事業費の使い方の制限

- ☑ 総事業費の80%以上を特定非営利活動費に使用しなければならない。
- ☑ この総事業費には管理費（職員給与や事務局家賃などの固定費と考えてよい）を含まないので、本来事業しか実施しない法人の場合は特に問題にならない。
- ☑ しかし、本来事業の活動費を稼ぐために、その他の事業を行うような団体も少なくないため、そのような法人にとっては注意が必要。

② 受け入れた寄付金の使い方の制限

- ☑ 寄付金のうち70%以上を特定非営利活動に係る事業費へ充てることが認定の条件。
- ☑ 寄付収入に依存している法人がこの基準に従うと管理費の財源が不足しやすい。事業費と管理費の区分を厳しく行う必要がある。
- ☑ 実績判定期間中に多額の寄付を受け入れた場合の対応は難しく、特定資産の活用等の工夫が必要となる。

「その他事業があるNPO」や「管理費が高額なNPO」は、結構厳しいことが分かります。

◇ ケーススタディ

寄付金の損金算入限度額は、資本金と当期利益で判断します。これは、分不相応の寄付はするなという考え方とも見えます。資本金100万円、利益200万円のNPOとして試算してみました。

- [レベル1] 国、都道府県クラス → 全額OK
- ☆ [レベル2] 日本赤十字社クラス → 中 (77,500円)
- [レベル3] 政治・町内会クラス → 小 (13,125円) → 7倍!

NPOが認定NPOとなった場合、レベル3から、レベル2へ優遇されるということです。